

○沖縄県立看護大学施設等管理規程

(平成 12 年 1 月 12 日)

[沿革] 平成 21 年 3 月 18 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）の校地、校舎、その他附属設備（以下「施設等」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等の管理者)

第 2 条 施設等の管理の事務は、学長がつかさどる。

2 学長に事故あるとき又は欠けたときは事務局長がその業務を行う。

(管理責任者)

第 3 条 学長は、別表に定めるところにより、施設等の管理責任者を指名するものとする。

2 管理責任者は、学長の命を受けて施設等の管理及び火災予防に関する事務に従事する。

3 各室等の管理責任者は、沖縄県庁舎管理規則（昭和 47 年沖縄県規則第 4 号）第 10 条に規定する火気取締責任者とする。

(施設等の使用時間)

第 4 条 施設等の使用時間は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(休日の出入り)

第 5 条 休日に施設等に入出入りしようとする者は、教育管理棟玄関に備え付けの入退者記録簿に必要な事項を記入する。

(禁止行為)

第 6 条 何人も、大学内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 教育、研究その他事務の妨害となる行為をすること。
- (2) 施設等を汚損し、又はき損すること。
- (3) 所定の場所以外に物品を放置すること。
- (4) 正当な理由なくして凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (5) 廊下、昇降機、倉庫等で喫煙をすること。
- (6) 施設等内に旗、のぼり、宣伝版等を持ち込むこと。
- (7) 前各号に定める者のほか、公務の執行の妨げとなる行為をすること。

(許可行為)

第 7 条 大学教職員及び学生以外の者で、次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、施設等内行為許可申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 施設等を利用すること。
- (2) 面会、見学等のため、集団で大学の施設等内に入ること。
- (3) 大学の施設等内において、集会、宣伝、行商等を行うこと。

2 学長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に対し条件を付することができる。

(承認行為)

第8条 大学教職員で、学則に基づく教育、研究以外の目的で、次の各号に定める行為を行おうとする者は、施設等内行為許可申請書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 施設等を利用すること。
- (2) 施設等内において、広告物を掲示すること。

2 前条第2項の規定は、第1項の承認について準用する。

(違反者等に対する措置)

第9条 学長は、次の各号の一に該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、許可又は承認を取り消し、違反物件の撤去を命じることができる。

- (1) 第6条、第7条第1項又は第8条第1項の規定に違反した者
- (2) 第7条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者

(雑則)

第10条 この規定に定めるもののほか、施設等の管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成12年1月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。